

## 福祉と健康

### (1)妊婦さん



#### 母子健康手帳

妊娠した事が医療機関で確定しましたら保健センターへ妊娠の届出をしてください。

お母さんとお子さんの健康状態を記録していく『母子健康手帳』を交付します。

#### 妊婦健康診査費用の助成

妊婦一般健康診査費用と超音波検査費用の一部を助成します。

手続きは、母子健康手帳交付の時に、併せて受診票を発行します。妊娠中に転入された方は保健センターにお問い合わせください。

#### パパママ教室

保健センターでは妊娠中を健康に過ごすため、パパママ教室を開催しています。教室の内容は妊娠中の生活、食事、歯の手入れ、出産、育児の準備などです。初めて妊娠された方には、個別にご案内します。受講料は無料です。

### (2)子ども

#### 新生児訪問

新生児期のお子さんのいるご家庭に保健師が訪問して、赤ちゃんとお母さんの健康と育児の相談を行っています。ご心配なことがありましたらお知らせください。

#### 乳幼児健診・歯科健診・育児相談

保健センターでは、毎月、健康診査や育児相談を行っています。対象の月になりましたら個別にご案内します（離乳食教室、3～4ヵ月児健診、7～8ヵ月児相談、1歳児相談、1歳6ヵ月児健診、2歳児相談、2歳6ヵ月児歯科健診、3歳児健診）。希望者への歯科相談やフッ素塗布も行っていますので、お問い合わせください。

詳しい内容は、保健予防カレンダーをご覧ください。（役場戸籍住民係窓口及び保健センターにあります）

#### 予防接種

BCG接種は保健センター、その他の予防接種は指定された医療機関で行っています。予防接種のしおり（予防接種と子どもの健康）をお読みになり、検温し母子手帳を持参して受診してください。詳細については保健予防カレンダーをご覧ください。

予防接種のしおりは、母子手帳交付の時にお渡ししていますが、お持ちでない方は、保健センターにお申し出ください。

ご不明な点は保健センターまでお問い合わせください。

予防接種の個別案内は原則として行っておりません。（BCG接種は3～4ヵ月健診と同時実施のため、ご案内しています。）

予防接種には、それぞれ適した年齢があります。定期予防接種の対象年齢を超えると自己負担が生じますので、ご注意ください。予防接種に対する正しい理解の下、お子さんが健康なときに受けられることをお勧めします。

里帰り等の特別な事情により、町内で予防接種を受けることができない方は、滞在先の市町村で予防接種を受けることができる場合があります。手続きが必要になりますので、あらかじめ保健センターまでお問い合わせください。

中標津町保健センター  
☎72-2733



## 子育て総合相談窓口

子育てに関する様々な問題を総合的に対応するため、コーディネートの役割を果す窓口を子育て支援室（役場1階④番窓口）に開設しています。

## こんにちは赤ちゃん事業

生後4ヶ月までのお子さんのいる家庭を対象に、専門相談員がご家庭に訪問等を行い、子育てに関する情報の提供や養育相談・助言等を行います。

### 幼児を持つ母親のための

## サークル活動といどばたの学校

子育て支援室では、幼稚園や保育園に通う前の幼児を持つお母さんが、子育てのための仲間づくりや交流・親睦を図るための「サークル活動」に対し、支援と協力を行っています。

町内の児童館に毎週1回集まって実施されているサークル活動は、自主的な運営のもとに、お母さんたちの情報交換や子どもたちの楽しい遊びの場となっています。現在、5つの児童館で5つのサークルが活動しています。

さらに、この5つのサークルが手をつなぎ、合同で楽しい行事や子育ての様々な学習をするための連合組織として『いどばたの学校』活動が行われています。

これらの詳しいことは、子育て支援室子育て支援係へお問い合わせください。

## 保育園に入るとき

両親共働きの家庭、母子家庭、父子家庭など、子どもを保育する人がいない場合に入所できます。保育料は所得によって異なります。ただし、へき地保育所については定額です。

対象年齢は町立保育園が6ヵ月以上

へき地保育所が3歳以上

泉保育園が1歳以上です。

## 子育て支援センター

地域で安心してお母さんが子育てしやすい環境をつくることを目的に、中標津町子育て総合支援センター（にこにこ児童館（東37北4☎73-1802））を、午前10時～午後5時まで（ただし、正午より午後1時までは休館）小さなお子様の専用スペースとして開設しています（入館は無料、登録の必要はなく自由にご利用できます）。なお、他の児童館は地域子育て支援センターとして、従来どおり火～木曜日の午前10時～正午まで利用できます。

### ●プラットでの子育てひろば（毎週水曜日）

- ・ばぶばぶくらぶ（3ヵ月のねんねの赤ちゃんからたっちくらいのお子様が対象）

## 児童館

児童館は、子どもたちの仲間づくりや心身ともに健やかに育てるための施設です。町内には5つの児童館があります。

- ・西児童館 西5北3 ☎72-3039
- ・東児童館 東8南3 ☎73-2996
- ・なかよし児童館 東14北4 ☎73-5569
- ・わんぱく児童館 西町5-1 ☎72-7273
- ・計根別児童館 計根別本通北1東1 ☎78-2539

〔※子育て総合支援センター（にこにこ児童館）においても、児童の利用はできます。〕

利用対象は、幼児～中学生まで（幼児については保護者同伴）です。

利用時間は、月曜日～金曜日の放課後～午後5時まで、土曜日、春・夏・冬休み期間は午前10時～午後5時まで（正午より午後1時まで休館）です。ただし、児童クラブの利用時間は午後6時までとなります。

また、帰宅時間については児童の安全を確保するため、夏は午後5時、冬は午後4時を目指します。

毎日の活動は、手芸や工作、ぬりえ、卓球、ドッジボール、カルタ、将棋など。子どもの活発な活動によって広がります。

休館日は、毎週日曜日と祝日、年末年始などです。

**町民生活部子育て支援室  
子育て支援係**

## 働くお母さんのための 児童クラブ

児童館では、働くお母さんのために、小学校低学年を対象に放課後児童健全育成事業（児童クラブ）を実施しています。

家庭、学校との連絡を取り、小学校1年生～3年生までの児童を対象に放課後から午後6時まで児童館を利用していただいています。

土曜・長期休業・臨時休校（記念日、振替休校）は、午前8時～午後6時まで利用できます。

町民生活部  
子育て支援室  
子育て支援係



## 教育相談センター

青少年の健全育成のために、不登校やいじめなど様々な問題についての相談に応じています。

また、いろいろな事情により学校を休んでいるお子さんの自立を支援するため、適応指導教室を開設しています。

開設時間は、月曜日～金曜日の午前9時～午後4時まで、休日は、毎週土曜日・日曜日と祝日、年末年始などです。

教育相談センター 東7条北3丁目  
☎ 72-1717 FAX 72-1707

## 里親制度

保護者のいない児童または保護者に養育させることが不適当と認められる児童を里親に委託して養育を行う制度です。

## 児童相談所

釧路児童相談所  
☎ (0154) 23-7147

児童に関するいろいろな問題についての相談に応じ、医学、心理学、教育学、社会学的に判断し、必要な指導及び措置を行います。

また、必要に応じて児童の一時的保護も行います。その他遠隔地については巡回相談を行います。

## 乳幼児等の医療費の助成

乳幼児等の医療費を助成します。

対象者は、年齢で満6歳に達する日以降の最初の3月31日まで（就学時前まで）の乳幼児で、入院・通院・歯科・調剤に対する医療費の助成をします。

小学生は、入院に対する助成となります。

手続きには、健康保険の被保険者証、印鑑を持参し受給者証の交付を受けてください。

なお、この制度については所得の制限があります。

病院や医院にかかるときは、受給者証と健康保険の被保険者証を提示してください。医療費の自己負担額を助成します。

## 児童手当

0歳から中学校修了前の子どもを養育している保護者に対し支給されます。

出生・転入・住所変更等があった場合は、15日以内に子育て支援室で手続きが必要です。

公務員の方は、勤務先から子ども手当が支給されることになりますので、勤務先に申請してください。

なお、支給内容等変更になる場合があります。

町民生活部子育て支援室  
子育て給付係

## (3)ひとり親家庭

### ひとり親家庭の医療費助成

対象／ひとり親家庭の児童

ひとり親家庭の母親または父親に扶養され、20歳に達した日の属する月の末日まで。  
対象／ひとり親家庭の親

配偶者と死別または離別等をし、上記の者を扶養している方。

手続き

対象者は健康保険の被保険者証、印鑑を持参し、受給者証の交付を受けてください。

なお、この制度については対象者等の所得制限があります。

助成

医療費の自己負担額を助成します。ただし、母親または父親の歯科は除きます。

## 児童扶養手当

ひとり親家庭などの子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあらる者）を養育する父母または養育者（祖父母など）に支給されます。

ただし、公的年金を受けられるとときなどは支給されません。（所得制限あり）

町民生活部子育て支援室  
子育て給付係

## 母子寡婦福祉資金

母子家庭や寡婦の方に、その経済的自立や子どもの福祉を図るために、「修学資金」「就学支度資金」など各種資金を低利または無利子でお貸しする制度です。

中標津社会福祉事務出張所  
東5北3 ☎72-2161

## (4)障がいのある方

### 身体障害者手帳の交付

肢体・内部・耳・目・言葉が不自由で医師に身体障がい者と判定され、知事が認めた人が対象となります。更生医療、補装具の交付等の手続きに身体障害者手帳が必要になります。

### 療育手帳の交付

知的障がい者（児）に対する各種の援護措置が適切に行われるよう、児童相談所または心身障害者総合相談所において、知的障がい者（児）と判定された方に対し、本人または保護者の申請に基づき知事が交付します。

### 精神障害者保健福祉手帳の交付

精神障がいのため、長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方の各種の援護措置が適切に行われるよう申請に基づき知事が交付します。

### 補装具の交付と修理

身体障がい者（児）で、身体上の障がいを補うために補装具の交付及び修理を行います。（1割負担。ただし、所得により負担上限あり）

## 日常生活用具の給付

障がい者（児）を対象に日常生活を容易にするため、特殊寝台等日常生活用具を給付・貸与しています。（1割負担。ただし、所得により負担上限あり）

## 自立支援医療

障がいを除去し、または軽減して生活能力の向上や社会活動を容易にするため、必要な医療を指定医療機関で受ける場合の医療費を助成します。

## 重度心身障がいの方の医療費助成

医療保険加入者のうち、身体障害者手帳1・2級及び内部障害で3級または精神保健福祉手帳1級の手帳を交付されている方、及び重度の知的障がいと判定若しくは診断された方に、医療費を助成します。

なお、この制度については対象者等の所得制限があります。

町民生活部福祉課  
福祉支援係

## 自動車の購入資金

家族の中に身体障がい者（児）または知的障がい者（児）がいらっしゃる世帯に資金を貸し付けています。（事業名⇒身体障害者等自動車購入資金貸付制度）

※団体、会社組織等は対象としません。

中標津町社会福祉協議会  
☎79-1231

## 児童デイサービスセンター

心身に障がいのある幼児に対して母親と子どものふれあいを通じ、発達や日常生活の指導を行っています（利用者負担金あり）。

中標津町児童デイサービスセンター  
東3条北3丁目 ☎72-4383

## 特別障害者手当

20歳以上で著しく重度の障がいがあり、常時特別の介護を必要とする方に対して支給されます。（所得制限あり）

町民生活部福祉課  
福祉支援係

## 障害児福祉手当

20歳未満の人で重度の障がいのため常時介護を必要とする方に対して支給されます。(所得制限あり)

## 特別児童扶養手当

20歳未満で精神または身体に障がいのある児童を監護している父母、または父母に代わってその児童を養育している人に支給されます。(所得制限あり)

## 特定疾患等患者通院交通費補助

特定疾患等のため、町外の医療機関に通院し医療を受けている方に通院交通費を補助します。(所得制限あり)

## JR等運賃の割引

身体障害者手帳・療育手帳の交付者は運賃



## 航空運賃の割引

身体障害者手帳・療育手帳の交付者は運賃の割引を受けられます。

## 腎臓機能障害者通院交通費補助

腎臓の機能障がいにより身体障害者手帳の交付を受けている方が、町外の医療機関に通院し、人工透析療法による医療を受けている場合に通院交通費を補助します。(所得制限あり)

## NHK放送受信料の减免

身体、知的、精神障がいの方を世帯員に有し、世帯員全員が市町村民税非課税の場合、全額免除を受けられます。

また、視覚・聴覚障がい、重度の身体、知的、精神障がいの方が世帯主の場合は、半額免除を受けられます。

## 訪問入浴サービス

身体障がい者(児)で、介護保険の該当とならない方に対して、移動入浴車での入浴サービスを行います。(利用者負担金あり。)



## 移送サービス

歩行困難で普通自動車の利用ができない身体障がい者(児)で、病院への通院や福祉施設への通所に移送手段の取れない方に対してワゴン車で送迎します。(収入に応じて利用者負担金あり。)

## コミュニケーション支援事業

聴覚障がいや言語障がい、音声機能その他の障がいのため、意思の疎通が困難な障がい者に対して手話通訳者の派遣を行い、障がい者等とその周りの者の意思疎通を円滑なものにします。

町民生活部福祉課  
福祉支援係

## 日中一時支援事業

障がい児(者)で、日中において監護するものがいないため、一時的に見守り等の支援が必要な場合に、活動の場を提供し、日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります(利用者負担金あり)。

なかしべつ地域生活支援センター  
東4条南4丁目(共生型交流センター内)  
☎73-3185

## 根室圏域障がい者総合相談 支援センター「あくせす根室」

障がいのある方が、地域で安心して暮らせるように、総合的な相談支援を行っています。

あくせす根室 東4条南4丁目  
(共生型交流センター内) ☎73-3178

## 障がい福祉サービス

「障がい福祉サービス」には、次のようなサービスがあります。

介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します
	障害者支援施設での夜間ケア等（施設入所支援）	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	共同生活介護（ケアホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
訓練等給付	同行援護	視覚障がいの方に対し、移動時や外出先での視覚的情報の支援や移動の援護、排せつ、食事等の介護を行います
	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
	就労継続支援（雇用型・非雇用型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
障害児通所支援	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います
	児童発達支援（児童デイサービス）	障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
地域生活支援事業	放課後等デイサービス	学校就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。
	移動支援	円滑に外出できるよう、移動を支援します
	地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です

## (5)お年寄り

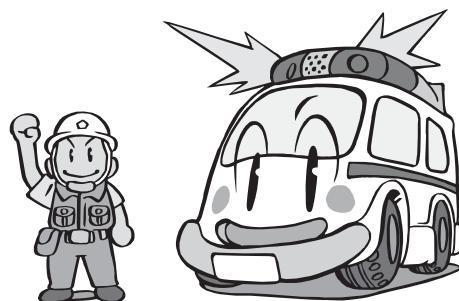
### 移送サービス

歩行困難で普通自動車の利用ができないおおむね65歳以上のお年寄りで、病院への通院や老人福祉施設への通所に移送手段の取れない方に対してワゴン車で送迎（町内のみ）します。（収入に応じて利用者負担金あり。）

### 緊急通報システム

おおむね65歳以上のひとり暮らしのお年寄りで、病弱、身体の不自由な方、または発作的な病気をお持ちの方等を対象に設置した通報機器を情報処理センターと結び、家庭内で病気・事故、火災など緊急の事態が発生した場合に救護・救援体制をとることにより、緊急時の不安を解消して安心した生活に役立たせるものです。（収入に応じて利用者負担金あり。）

町民生活部福祉課  
福祉支援係



### 訪問看護ステーション

在宅で、寝たきりまたはこれに準じた生活を送っている方、脳卒中の後遺症で寝たきりになるおそれのある方や認知症高齢者の方、難病、心身障害者の方のためにかかりつけ医師の指示に基づき看護師がお宅にうかがい、日常生活の看護やリハビリテーションのお手伝いをします。

中標津訪問看護ステーション  
☎79-2020

### 家族介護支援給付金

介護保険で介護度が4または5に該当しながら、サービスを1年間利用されず、なおかつ3ヶ月以上の入院をされなかつた方を介護しているご家族に対し、要介護者1人につき年10万円支給されます。（所得制限あり）

町民生活部介護保険課  
介護保険係

### ハートコールサービス

おおむね65歳以上のひとり暮らしのお年寄りで、病弱、身体の不自由な方、または発作的な病気をお持ちの方等を対象に週2回の電話により、悩み事相談や安否の確認を行っています。



### 養護老人ホーム

65歳以上のお年寄りで、環境上または経済上の理由により自宅での生活が困難な方を対象として入所の手続きを受けています。

町民生活部福祉課  
福祉支援係

## (6)地域福祉

### 社会福祉協議会

地域の人々と福祉増進に関係のある団体とが協力して組織した民間の団体（社会福祉法人）で、自主的な地域福祉活動に取り組んでいます。

中標津町社会福祉協議会  
西10南9 ☎79-1231

### ボランティア活動

ボランティア活動は、個人や団体が社会的な問題に進んで参加し、社会や人々の福祉を高める活動です。

ボランティア活動に関する相談は、社会福祉協議会で応じています。

中標津町社会福祉協議会  
西10南9 ☎79-1231



### 民生委員・児童委員

社会奉仕の精神をもって地域で生活に困っている方、子どもやお年寄り、障がいをお持ちの方などの相談を受け、必要に応じて福祉関係行政機関を紹介します。

平成6年1月より児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員が委嘱され、地域の民生委員・児童委員と児童福祉関係機関との連絡調整などにあたっています。

現在56人の民生委員・児童委員、主任児童委員が活動しています。

町民生活部福祉課  
社会福祉係

### 災害時の援護

暴風、豪雨、豪雪、洪水などの自然災

害を受けた場合の援護として、災害弔慰金、災害障害見舞金の支給や災害援護資金の貸付などがあります。

それ以外の災害の場合は、災害見舞金等の支給制度があります。

町民生活部福祉課  
社会福祉係

### 地域福祉事業推進補助金

お年寄りや障がい者の保健福祉の向上を図るため、在宅福祉の普及推進、ボランティア活動の活性化など地域福祉の向上を目的として民間の各種団体が自主的に行う事業に援助をします。

町民生活部福祉課  
社会福祉係

## (7)生活に困ったとき

### 生活保護

ご自分の収入だけでは生活を営むことができない人で、資産、能力の活用、扶養義務者の支援によっても生活の維持が困難なときは、生活保護法の規定により扶助制度があります。

町民生活部福祉課  
社会福祉係

### 生活福祉資金の貸付

低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯に対し生活資金を貸し付け、経済的支援することにより安定した生活を目指すことを目的とした制度です。

中標津町社会福祉協議会  
西10南9 ☎79-1231

## (8)成人期の健康づくり

中標津町保健センターでは、あなたとご家族の健康度アップに役立てていただけるよう保健師・歯科衛生士・管理栄養士による相談・教室・健診などを行っています。主な内容は以下のとおりですが、詳細や健康に関することで心配なことがあれば何でもお問い合わせください。

### 特定健康診査・若年健康診査

国民健康保険に加入されている方を対象にメタボリックシンドロームや生活習慣病予防のための『特定健康診査』(40歳～74歳)、『若年健康診査』(20歳～39歳)を行っています。特定健康審査対象の方には個別に案内します。

### 健康診査

後期高齢者医療保険に加入されている方を対象に生活習慣病予防のための健康診査を行っています。日程が近くになりましたら広報誌折込チラシなどでご案内します。

### がん検診・その他の検診

がんの早期発見のために、胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、子宮がん検診、乳がん検診を行っています。

その他の検診として肝炎ウイルス検診、骨粗しょう症検診、エキノコックス症検診を行っています。

各種検診は、日程が近くになりましたら広報紙お知らせコーナーなどでご案内します。

### 栄養相談

生活習慣病を予防・改善するために、栄養相談を行っています。

相談を希望される方は、保健センターへお問い合わせください。

### 健康相談

血圧、中性脂肪、コレステロール、血糖、尿酸などの検査値を改善したい方、メタボリックシンドローム・肥満を解消したい方は健康相談を行っていますので、保健センターへお問い合わせください。

### 歯科相談

いつまでも自分の歯で過ごすために、歯周病予防等の相談を行っています。

相談を希望される方は、保健センターへお問い合わせください。



### 心の健康相談

心の健康に不安をお持ちの方や、どこへ相談していいかわからないときなどもご相談ください。

### 健康づくりグループ

下記の健康づくりグループの活動内容などを知りたい方は、保健センターへお問い合わせください。

#### ・食生活改善協議会

自己や家族の健康は自分で守れるように、月1回調理実習や栄養・食生活の学習を行っています。

#### ・日本糖尿病協会中標津りんどうの会

糖尿病患者さん及び学習したい方の会です。

#### ・奥根室断酒会

アルコール依存症の方や家族が断酒を継続するための会です。

#### ・保健推進連絡協議会

地域住民の健康づくりの普及のための学習会などを行っています。

中標津町保健センター

☎72-2733



## (9)介護保険

町民生活部  
介護保険課

### 1 介護保険制度について

介護保険制度は、介護が必要になった高齢者の方々が、引き続きその人の能力に応じて自立した日常生活を送ることができるように、介護を社会全体で支える仕組みです。

介護を受ける方や介護をするご家族の方が共に安心し、充実した生活を送ることができるように、介護保険を上手に活用しましょう。

### 2 介護保険に加入する人

加入する人	65歳以上の人（第1号被保険者）	40歳から64歳で医療保険に加入している人（第2号被保険者）
介護サービスを利用できる人	原因を問わず、日常生活に介護や支援が必要と認められた人（認定を受けた人）	加齢による病気（16種類の特定疾病）により、日常生活に介護や支援が必要と認められた人（認定を受けた人）
保険証（介護保険被保険者証）	65歳以上の人皆さんに保険証が交付されます。新たに65歳になる人には、その月に交付されます。	要介護・要支援の認定を受けた人等に交付されます。

### 3 介護保険料について

介護保険の保険料は、65歳以上の人（第1号被保険者）と40歳から64歳までの人（第2号被保険者）では、計算の仕方や納め方が異なります。

保険料は、年齢到達により第1号又は第2号被保険者となる月（誕生日の前日が属する月）の分から納めることになります。

#### （1）65歳以上の人の介護保険料

中標津町の65歳以上の人の介護保険料の額は、前年の所得に応じた次の9段階に区分されています。低所得者の負担が重くならないように配慮されています。なお、介護保険料の額は、3年ごとに見直されます。

#### 所得階層別保険料年額（平成24年度から平成26年度まで）

段階	対象者	保険料年額	
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者であって、世帯全員が住民税非課税の場合	基準額×0.50	28,200円
第2段階	・世帯全員が住民税非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円以下の場合	基準額×0.50	28,200円
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で第2段階に該当しないが、課税年金収入額と合計所得金額の合算額が120万円以下の場合	基準額×0.63	35,500円
	・世帯全員が住民税非課税であって、第2段階に該当しない場合	基準額×0.75	42,300円
第4段階	・世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の場合	基準額×0.83	46,800円
	・世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円以下の場合	保険料基準額	56,400円
第5段階	・本人住民税課税で、合計所得金額が125万円未満の場合	基準額×1.15	64,800円
第6段階	・本人住民税課税で、合計所得金額が125万円以上190万円未満の場合	基準額×1.25	70,500円
第7段階	・本人住民税課税で、合計所得金額が190万円以上290万円未満の場合	基準額×1.50	84,600円
第8段階	・本人住民税課税で、合計所得金額が290万円以上390万円未満の場合	基準額×1.75	98,700円
第9段階	・本人住民税課税で、合計所得金額が390万円以上の場合	基準額×2.00	112,800円

### 保険料の納め方

保険料の納め方には、年金から天引き（特別徴収）される場合と、納付書による納付（普通徴収）の2通りがあります。

#### ●年金からの天引き（特別徴収）

老齢（退職）年金、障害年金、遺族年金を年額 18 万円（月額 1 万 5 千円）以上受給している人

※ただし、65 歳の誕生日を迎える人や他の市区町村から転入してきた人は、一旦、「普通徴収」となり、その後、「特別徴収」になります。

保険料は、各年金支払月（年 6 回）に、年金から天引きされます。

#### ●納付書で町に納付（普通徴収）

特別徴収以外の人

納付は、6 月から 11 月までの年 6 回となります。

※普通徴収で納める場合には、便利で安心な口座振替をお勧めします。金融機関、郵便局の窓口で手続きができます。

### （2）40 歳から 64 歳まで人の介護保険料

加入している医療保険の保険料（税）に介護保険料を上乗せした一つの保険料（税）として医療保険者に納めます。

## 4 中標津町地域包括支援センターについて

中標津町地域包括支援センターは、できるだけ地域において日常生活を継続することができるよう、高齢者の生活を総合的に支援するための拠点となる機関です。

保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員を配置し、要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、地域において自立した生活が送れるよう支援します。介護予防事業のほか、次の事業を行います。

#### ●主な事業

##### ■包括的支援事業

###### □介護予防事業

運動器の機能向上や閉じこもり予防のための教室を行っています。

###### □総合相談・支援事業

地域高齢者の実態把握や介護以外の生活支援サービスとの調整などを行います。

###### □地域ケア支援事業

ケアマネジャーのネットワークづくりや困難事例に対する相談、助言などを行います。

###### □権利擁護事業

高齢者の人権等を守るため、成年後見制度の活用や虐待の早期発見・防止を行います。

###### □指定介護予防支援事業

要支援 1・2 の方のケアプランを作成します。



## 5 介護保険を利用するには

介護保険は、要支援1から要介護5のいずれかに認定されると、利用者が必要としている希望するサービスを選択し、事業者との契約により、保健、医療、福祉のサービスを有効に利用することができます。

介護保険のサービスを利用するためには、町に申請をし、『認定』（要介護認定又は要支援認定）を受ける必要があります（心身の状況によっては、該当しない場合もあります）。その後、サービスを受ける事業所を選択し、計画的に利用していきます。

### 【申請からサービス利用までの流れ】

